

「第8回房総ジビエコンテスト」に係る規定

1 応募条件

- (1) 本コンテスト出場について法人又は店舗内で責任者の了解を得ていること。
- (2) 法人又は店舗から複数応募を可能とする。
- (3) 販売歴がある商品、商品化されているが販売歴のない商品、商品化されていないが加工食品になり得る料理（ピザ、ハンバーグ等）のいずれも出品可能とする。
- (4) 商品化されていないが加工食品になり得る料理については、その商品化実現性及び家庭における再現性を十分に考慮したものとすること。
- (5) 出品作品が書類審査で選出された場合は、実食審査に出場し、その作品の提供、プレゼンテーション等を行うこと。
- (6) 実食審査においては、原則、調理された出品作品を持ち込むこと。ただし、実際に食する状態で審査できるよう、簡単な調理や加熱は可能とし、全ての工程を審査会場で行うことは認められない。
(例：出品作品がパスタソースの場合、審査当日にパスタを茹でることは可能 等)
- (7) 「千葉県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」を遵守し、ジビエの取扱いに関する基礎知識について、把握し、実践していること。
- (8) コンテストの応募者は、原則、「房総ジビエフェア2026※」（フェア期間：令和8年2月上旬～3月上旬に実施予定。）に積極的に参加し、フェア期間中通算10日以上その作品を提供すること。
ただし、フェアの参加対象商品は、「房総ジビエフェア2026」開催時までに商品化され、消費者へ提供可能な状態にある商品とする。なお、フェア参加対象ではない調理師専門学校生等が出品したものについては、この限りではない。
※房総ジビエを使用した料理又は加工食品を提供・販売する店舗を参加対象に、該当メニュー等を購入した消費者に対し、抽選で県産品等が当たるプレゼントフェア。
- (9) 応募した作品が書類審査で選出された場合、「房総ジビエ特設サイト」等に優秀作品として、法人名又は店舗名、作品の特徴や写真等を掲載することに了承すること。
- (10) 本コンテスト及び上記フェアの開催を委託しているイベント運営会社に、提出した情報を提供することについて了承すること。
- (11) 応募作品の材料には、房総ジビエを必ず含めること。なお、材料の房総ジビエは、県内の房総ジビエを取り扱う食肉処理加工施設等から仕入れた肉を使用すること。
(詳細は千葉県公式HPの「房総ジビエ」PRページを参照すること。URL:
<https://www.pref.chiba.lg.jp/ryuhan/pbmgn/norin/torikumi/bosogibier/shoplist.html>)

2 その他

- (1) 「第8回房総ジビエコンテスト」への応募をもって、本規定の内容に同意したものとみなす。
- (2) 応募に関わる一切の経費は応募者の負担とする。
- (3) 応募作品に関して第三者と問題が生じた場合、県は一切の責任を負わない。

(別紙1)

- (4) 応募者は、その出品作品が自ら考案し、第三者の著作権、特許権その他の知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないことを表明し、保証するものとする。
- (5) 応募に関して不正な行為があった場合や、応募、入賞について不適切と認められる事情があった場合、当該入賞は遡って無効となる場合がある。